



あなたの**ロゴ**が

使えなくなる

かもしれません!



ロゴを安心して使用していませんか?

ロゴは未来永劫使用できるのでしょうか?



いいえ、ロゴが他人に商標権として取得されてしまえば、そのロゴを使用することは、商標権の侵害となり、ロゴの使用できなくなってしまいます。

ロゴが商標権の侵害となっている場合には、**差止請求**や**損害賠償**が請求される可能性が有ります。商標権は類似の範囲まで権利が及びます。あなたのロゴと類似のロゴが商標権として取得されてしまっても、あなたのロゴは使えなくなります。**商標権は、類似の範囲まで効力が及ぶ**からです。

左側のロゴは、右側の**登録商標のロゴ**と**類似**するとして、**使用できなくなりました**。

侵害者のロゴ



商標権者のロゴ(登録5253373)



商標出願をしましょう!

新名古屋特許商標事務所では、1区分の場合に、5年の登録料込で、84200円で商標権を取得することができます。

名古屋の商標屋さんの料金

区分数	商標登録出願手数料	商標出願印刷代	登録時手数料+成功報酬	登録印紙代(5年)	総額(税込)
1	30,000円	12,000円	20,000円	17,200円	84,200円
2	45,000円	20,600円	25,000円	34,400円	132,000円
3	60,000円	29,200円	30,000円	51,600円	179,800円
4	75,000円	37,800円	35,000円	68,800円	227,600円
5	90,000円	46,400円	40,000円	86,000円	275,400円

すべて

**新名古屋特許
商標事務所**
におまかせください



個人事業主・中小企業のための**商標登録**
リーズナブルな料金と安心の**丁寧さ**で対応します!



調査費用0円

弁理士が丁寧に調査
いたします



相談無料

どんなことでも構いません
お気軽にご相談下さい



リーズナブル

分かりやすく低価格な
料金体系でご提案致します